

# 風俗営業等に関する手続きのうち、一部の許可証等の受取りが郵送でできるようになりました

- 1 実施日  
令和3年6月1日から
- 2 郵送により受取りが可能になる手続き **(申請は警察署窓口です。)**



	付 許可証の再交	認定証の交付	付 認定証の再交	分割承認申請の承認通知	合併承認申請の承認通知	届出確認書の再交付
風俗営業	○	○	○	○	○	
特定遊興飲食店営業	○	○	○	○	○	
性風俗関連特殊営業						○※

※届出確認書の再交付申請（店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業に関するもの）

### 3 郵送手続きにおける留意事項

#### (1) 準備するもの

##### ○封筒

A 4版の用紙が折りたたまずに入る大きさのもの。（例 角型2号）レターパック不可

##### ○切手 980円～（郵便物の重量が50グラム以内であれば、980円です。）

#### (2) 注意事項

○郵送に係る費用（郵送料金、封筒代等）は、申請者負担となります。

○切手の料金は、本人限定受取（特例型）で配達証明付きの一般書留に必要な郵便料金で、郵便物の重量によって変わります。

○切手の料金が不足していた場合は、ご連絡しますので不足分の切手を警察署窓口までお持ちください。

○封筒には、あらかじめ必要事項を記載してください。特に宛先は、郵便物を受け取る方の住所及び氏名(個人名)を記載してください。法人所在地で受け取ることも可能ですが、受け取る方の個人名を記載してください。

【受取人として認める方】営業者（法人の場合は、役員を含む）、管理者、行政書士

○本人限定受取のため、受取時には公的な身分証による受取人の本人確認が必要です。

○郵送により受け取れなかった場合は警察署窓口での交付となります。

**ご不明な点は、愛知県警察本部保安課又は、各警察署生活安全課まで**